

NEWS RELEASE

2025年11月10日住友生命保険相互会社

11月11日は"介護の日" スミセイ「親の介護の備えに関するアンケート」

~8割が将来の親の介護に不安を感じるも7割超が備えなし、親の資産管理対策も進まず~

住友生命保険相互会社(取締役代表執行役社長 高田 幸徳)は、親の介護の備えに関するアンケートを実施しました。

◆調査結果の概要(詳細は別紙参照)

〇将来の親の介護への不安は約8割。仕事と介護の両立は6割超が"不可能"とし、「職場の支援制度の不足」よりも「代替要員の不足」を懸念(3~7ページ)

将来、親が要介護者になった場合の介護について、約8割 (80.7%) が不安を感じており、「公的介護保険制度の知識がない」(42.8%)、「仕事と介護の両立」(40.9%) 等が要因となっている。仕事と介護の両立は、6割超 (63.9%) が"不可能"と回答し、理由で最も多かったのは「代替要員がいない」(43.7%) だった。特に 40 代以上では約5割を占め、重要な役割を担う人材の不足がうかがえる。

職場の両立支援のうち、休業・休暇や柔軟な働き方を実現する制度は2割以上が認知しているが、3割超(35.2%)は「どのような制度があるか知らない」だった。

○7割超(75.2%)が親の介護の備えなし。"親の希望"および"実際の対応"は、いずれも"自宅での家族による介護"が最重視されている(8~11ページ)

親が要介護状態になった場合の対応について「決まっていること・把握していることはない」は7割超(75.2%)。介護の備えを始めるべきだと思う親の年齢は平均70.0歳だったが、"備えなし"のうち親が70歳以上の方は6割(62.3%)を占めた。

親は、介護をする人は"配偶者または子ども" (75.2%) を、生活する場所は"自宅" (76.3%) を希望し、実際の対応 (予定含む) も"配偶者または子ども" (72.1%) と "自宅" (68.5%) が多い。"親の希望"より"実際の対応"が高かったのは「介護職員」 (6.7pt 差) と「介護施設」(12.4pt 差) で、親の希望をかなえられない現実が表れた。

〇判断能力低下で親の資産が凍結?!事前の対策が必要だが、資産凍結リスクの存在を知っていても約4割が対策をとらず(12~14ページ)

親の判断能力が低下した場合、資産凍結されることを「知っている」は約4割(43.3%)。凍結されると、家族でも親の生活費の引き出しや介護費用等の送金ができなくなるが、資産凍結リスクに備えていない方の約4割(37.1%)は「特に対策を行わない」としている。理由として、「成年後見制度は柔軟な財産管理・資産運用ができない」(40.4%)、「制度の内容が難しく理解できない」(16.9%)、「初期費用が高い」(12.9%)等が挙げられ、親の資産管理対策の難しさが浮き彫りになった。

別紙

【 調査概要 】

1. 調査期間 : 2025 年 9 月 4 日 ~ 9 月 8 日

2. 調査方法 : インターネット応募による選択方式および自由記入方式

3. 調査対象 : 1,000 人

(全国の20代~60代・会社員(正規雇用の会社員・公務員)・ 60歳以上の親がいる、または親が要介護状態だったことがある男女) ※本調査における「親」には、婚姻による義理の親を含んでいない。

調査対象者の内訳(人)

	20代	30 代	40 代	50 代	60 代	全体
男性	100	100	100	100	100	500
女性	100	100	100	100	100	500
合計	200	200	200	200	200	1, 000

【目次】

1. 将来の親の介護に対する不安

a. 将来の親の介護に対する不安とその要因 3~4ページ

b. 仕事と介護の両立の可否 5~7ページ

2. 介護の理想(親の希望)と現実(実際の対応)

a. 介護の備えを始める時期 8~9ページ

b. 親の希望と実際の対応 (予定含む) 10 ページ

c. 介護費用 11 ページ

3. 親の資産の管理方法

a. 親の判断能力の低下と資産凍結 12 ページ

b. 資産凍結リスクへの備え方 13~14 ページ

【調査結果】

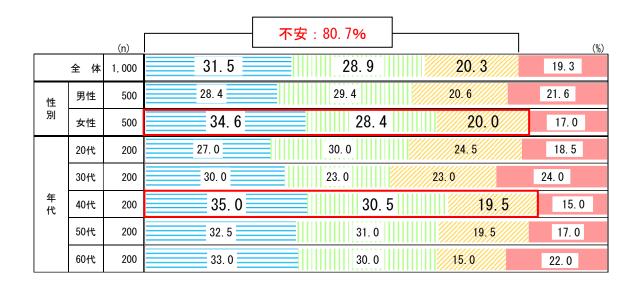
1. 将来の親の介護に対する不安

a. 将来の親の介護に対する不安とその要因

将来、親が要介護者になった場合の介護について、約8割(80.7%)が"不安"(「非常に不安」(31.5%)、「不安」(28.9%)、「少し不安」(20.3%)の計)と回答しました。"不安"の数値は、男女別では女性(83.0%)が、年代別では40代(85.0%)が高くなっています。

- ◆将来、親の介護が必要になることがあるかもしれません。
 - 介護に対する不安はありますか。
 - *親が要介護状態だったことがある方は、介護が始まる前のことについて回答

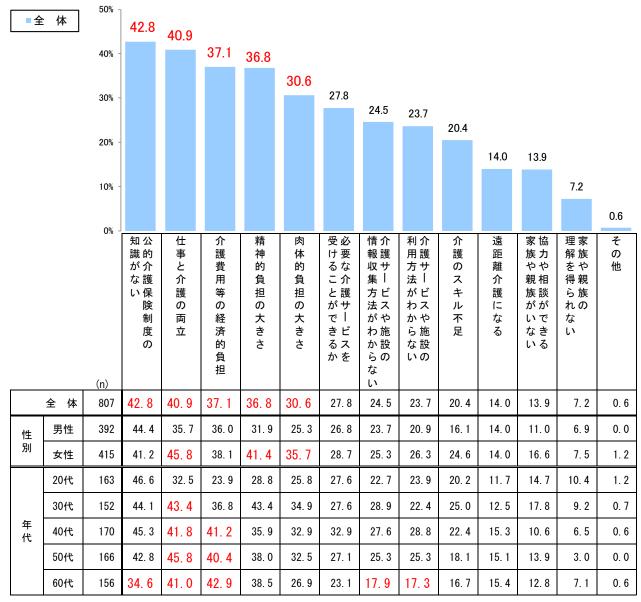




親の介護に対する不安要素として、4割以上が「公的介護保険制度の知識がない」 (42.8%)、「仕事と介護の両立」(40.9%)を挙げました。さらに、「介護費用等の経済的負担」(37.1%)、「精神的負担の大きさ」(36.8%)、「肉体的負担の大きさ」(30.6%)も3割以上が懸念しています。

男女別で約 10pt の差が出たのは、「仕事と介護の両立」、「精神的負担の大きさ」、「肉体的負担の大きさ」で、いずれも女性の方が不安視しています。年代別では、「仕事と介護の両立」は 30 代以上が、「介護費用等の経済的負担」は 40 代以上が高くなりました。「公的介護保険制度の知識がない」、「介護サービスや施設の情報収集方法がわからない」、「介護サービスや施設の利用方法がわからない」といった情報に関する項目は 60 代が低く、他年代よりも知識・情報を得ていると考えられます。

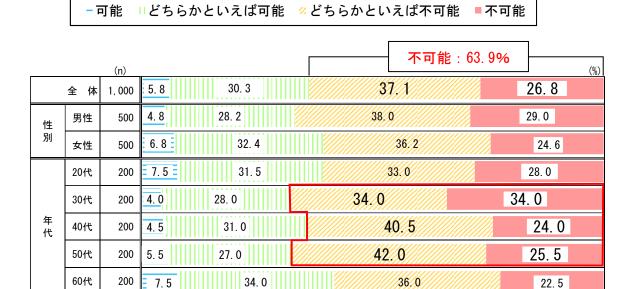
- ◆介護に関する不安について、あてはまるものをお答えください。(複数回答可)
 - * 将来の親の介護に対して「非常に不安」「不安」「少し不安」との回答者を対象
 - *親が要介護状態だったことがある方は、介護が始まる前のことについて回答



b. 仕事と介護の両立の可否

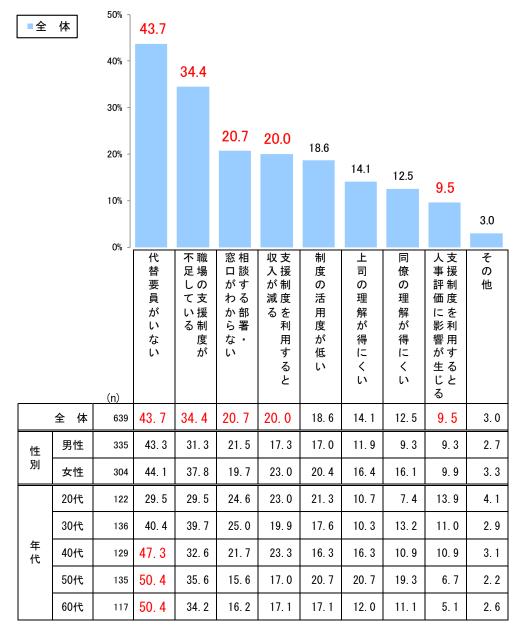
6割超 (63.9%) が "不可能" (「どちらかといえば不可能」 (37.1%)、「不可能」 (26.8%) の計) との回答でした。年代別で見ると、"不可能" は社会的責任が重くなる 30 代~50 代でやや高くなっています。

◆あなたの職場では仕事と介護の両立は可能ですか。



職場における仕事と介護の両立が"不可能"との回答者にその理由を聞いたところ、「代替要員がいない」(43.7%)がトップで、40代以上は約5割を占めており、企業において重要な役割を担う管理職やリーダー、後進育成等の重要な役割を担う人材の不足がうかがえます。2位は「職場の支援制度が不足している」(34.4%)、3位は「相談する部署・窓口がわからない」(20.7%)でした。また、支援制度の利用によって、「収入が減る」(20.0%)、「人事評価に影響が生じる」(9.5%)ことも懸念されています。

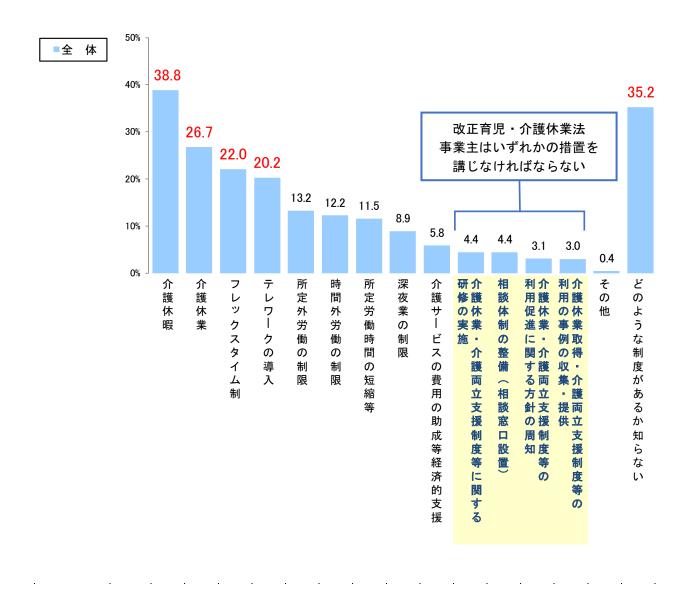
- ◆あなたの職場において仕事と介護の両立が困難だと思う理由をお答えください。 (複数回答可)
 - *自身の職場では仕事と介護の両立が「どちらかといえば不可能」「不可能」との回答者を対象



職場の両立支援制度・体制について、3割超(35.2%)が「どのような制度があるか知らない」でした。把握している制度は、1位が「介護休暇」(38.8%)、2位が「介護休業」(26.7%)で、以下は柔軟な働き方を実現する「フレックスタイム制」(22.0%)、「テレワークの導入」(20.2%)が続きました。

2025 年改正の育児・介護休業法が4月に施行され、事業主に介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認が義務化されました。しかし、雇用環境整備として、いずれかの措置が義務化された4項目(グラフ、マーカー部分)はいずれも5%未満で、事業主のさらなる取組みが望まれます。

◆あなたの職場の両立支援制度・体制について、知っているものをお答えください。(n=1,000) (複数回答可)

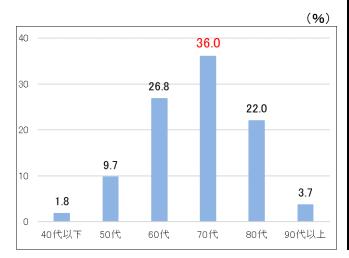


2. 介護の理想 (親の希望) と現実 (実際の対応)

a. 介護の備えを始める時期

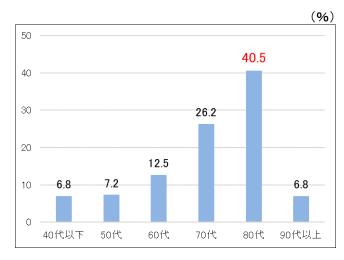
親が何歳のときに介護の備えを始めるべきかを聞いたところ、70 代が約4割 (36.0%) で、平均は70.0歳でした。一方、親が要介護状態だったことがある方の介護の開始時期は、80代が約4割(40.5%)で、平均は73.1歳でした。

- ◆親の介護の備えはいつごろから行うべきだと思いますか。
 - 備えを始めるべきだと思う親の年齢をお答えください。
 - *親が要介護状態だったことがない方を対象(n=727)



10 歳単位	%	5歳単位	%
40 代以下	1.8	~49	1.8
50 代	9. 7	~ 54	7. 2
50 T C	9. 1	~ 59	2. 5
60 Hz	26. 8	~64	14. 4
60 代	20. 0	~69	12. 4
70.75	36. 0	~74	21.7
70 代	30.0	~79	14. 3
80 代	22. 0	~84	16.8
		~89	5. 2
90 代以上	3. 7	90~	3. 7

- ◆親の介護はいつから始まりましたか。始まったときの親の年齢をお答えください。
 - *親が要介護状態だったことがある方を対象(n=264)



10 歳単位	%	5歳単位	%
40 代以下	6.8	~49	6. 8
50 代	7. 2	~54	5. 3
30 10	1.2	~ 59	1. 9
60 代	12. 5	~64	5. 3
00 1C		~69	7. 2
70代	26. 2	~74	12. 9
		~79	13. 3
80代	40. 5	~84	25. 7
		~89	14. 8
90 代以上	6.8	90~	6. 8

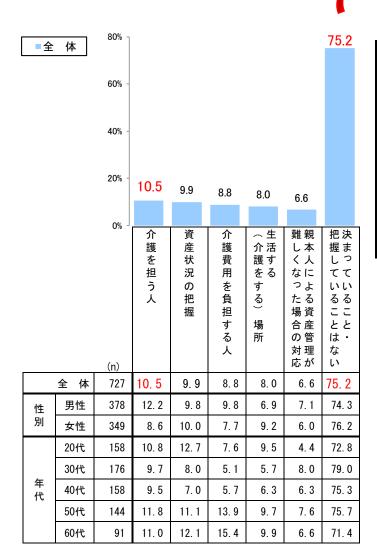
親が要介護状態になった場合の対応について、「決まっていること・把握していることはない」は7割超(75.2%)となり、多くの人が備えに着手していないことがわかりました。なお、決まっていることのトップは「介護を担う人」(10.5%)でした。

「介護の備えを始めるべき親の年齢」(p.8上部)の平均は70.0歳でしたが、「決まっていること・把握していることはない」のうち、親の年齢が70歳以上の方は6割(62.3%)を占めています。また、「介護の備えを始めるべき親の年齢」の回答が、調査時の親の年齢を超えている方についても、約7割(71.8%)が「決まっていること・把握していることはない」という結果になり、必要とわかりつつもなかなか取りかかれていないようです。

◆親が要介護状態になった場合の対応について、

決まっていること・把握していることをお答えください。(複数回答可)

*親が要介護状態だったことがない方を対象

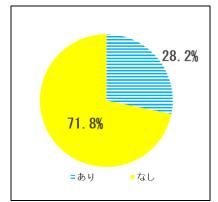


「決まっていること・把握していることはない」 との回答者の親の年齢(n=547)

との回答者の親の年齢(n=54/)				
10 歳単位	%	5 歳単位	%	
60代	37. 7	~64	21. 2	
		~69	16. 5	
介護の備える	を始める~	ドき親の年齢	(p.8上部)	
	平均 7	0.0歳		
70代	32. 7	~74	17. 5]
		~79	15. 2	
80代	25. 0	~84	15. 5	62. 3%
		~89	9. 5	
90 代以上	4. 6	90~	4. 6	

【決まっていること・把握していることの有無】

*「介護の備えを始めるべき親の年齢」(p.8上部)の回答が、調査時の親の年齢を超えている方を対象(n=326)



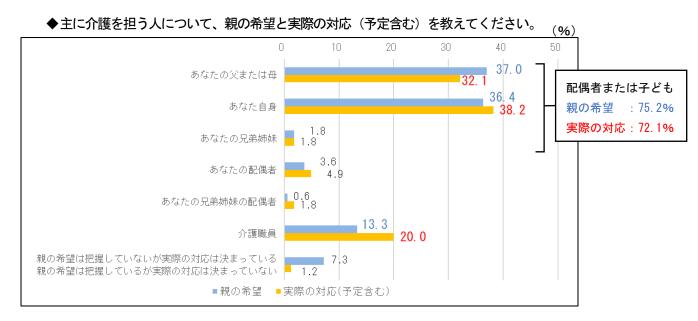
b. 親の希望と実際の対応(予定含む)

「主に介護を担う人」および「生活する(介護をする)場所」について、"親の希望"と"実際の対応(予定含む)"の比較を行いました。

- *親が要介護状態になった場合の各項目の対応が決まっている方を対象 (前問の回答だけではなく、親が要介護状態だったことがある方の回答も含む)
- *親が要介護状態だったことがある方は、介護が始まる前のことについて回答

①主に介護を担う人 (n=165)

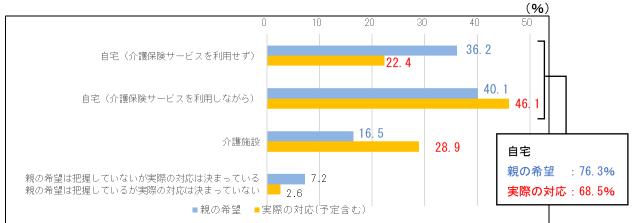
"親の希望"・"実際の対応(予定含む)"ともに、「父または母」(要介護者の配偶者)と「自分自身」がそれぞれ3割を超えました。「父または母」・「自分自身」・「兄弟姉妹」の計は7割を超え、"介護は配偶者または子どもが行う"という意識・現状が強く表れています。また、「介護職員」は、"親の希望"(13.3%)と"実際の対応"(20.0%)に6.7ptの差が生じました。



②生活する(介護をする)場所(n=152)

"親の希望"・"実際の対応(予定含む)"ともに、"自宅"(「介護保険サービスを利用せず」、「利用しながら」の計)が 6 割超と高くなりました(親の希望: 76.3%、実際の対応: 68.5%)。また、「介護施設」は、"親の希望"が 16.5%であるのに対し、"実際の対応"は 28.9%と 12.4pt の差が生じており、在宅介護の難しさがうかがえます。

◆生活する(介護をする)場所について、親の希望と実際の対応(予定含む)を教えてください。



c. 介護費用

親が要介護状態だったことがある方に、1 か月当たりの介護費用 (一時的なものを除く) のうち自身が負担した金額を聞いたところ、「負担なし」が約2割 (19.8%) で、残りの約8割 (80.2%) が"負担あり"という結果になりました。負担額は3万円以下が最多 (43.9%) となり、平均は44,690円でした。

介護費用を誰が負担するかは各家庭の判断になりますが、子どもの生活を守るために、まずは要介護者である親本人の負担が基本とされています。しかし、利用するサービスや所得、介護度等で高額になるケースもあり、親の負担のみでまかなえるかはその時にならなければわかりません。施設や受けるサービスの選択にあたっては、親の希望だけではなく、親の資産状況および支払える金額を事前に把握しておくことが重要です。

- ◆月々の親の介護費用(介護用ベッドの購入や住宅改修などの一時的なものを除く)のうち、 ご自身が負担した(している)金額を教えてください。
 - *親が要介護状態だったことがある方を対象

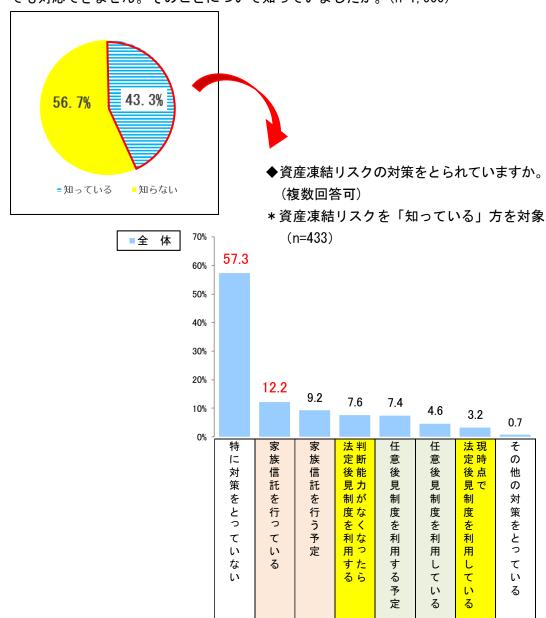


3. 親の資産の管理方法

a. 親の判断能力の低下と資産凍結

親が認知症等により判断能力がないと評価された場合、財産保護を目的として銀行等が口座を凍結しますが、このことについては約6割 (56.7%) が「知らない」と回答しました。凍結されると、家族でも生活費の引き出しや介護費用等の送金ができなくなるというリスクが発生し、結果として、子どもが親の介護費用等を負担し続けるケースも出てきます。この事態を回避するためには事前対策が必要ですが、資産凍結リスクを知っている方でも約6割 (57.3%) が「特に対策をとっていない」という状況です。なお、対策で最も活用されている制度は家族信託でした(「家族信託を行っている」12.2%)。

◆認知症等で「判断能力がなくなった」と評価された場合、預貯金の引き出し(銀行口 座の凍結)や不動産財産の処分等ができなくなり、事前対策を行っていなければ家族 でも対応できません。そのことについて知っていましたか。(n=1,000)

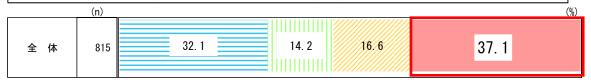


b. 資産凍結リスクへの備え方

資産凍結リスクの備えを行っていない方(判断能力の低下による資産凍結のリスクを「知らない」、または「知っているが特に対策をとっていない」との回答者)に今後の対策について聞いたところ、約4割(37.1%)が「特に対策を行わない。親の判断能力がなくなっても各種制度を活用するつもりはない」でした。その理由として、約4割(40.4%)が「成年後見制度は柔軟な財産管理・資産運用ができない」ことを挙げ、また、「制度の内容が難しく理解できない」(16.9%)や、「初期費用が高い」(12.9%)という声もあり、親の資産管理対策の難しさが浮き彫りになりました。

◆今後、親の資産凍結リスクの対策を検討されますか。

- *資産凍結のリスクについて「知らない」「知っているが特に対策をとっていない」 との回答者を対象
- *回答者には p. 14「【参考】親の財産管理方法」を提示
 - ■事前に備えたい。家族信託を検討したい
 - ■事前に備えたい。任意後見制度を検討したい
 - ※親の判断能力がなくなるまでは対策をとらない。判断能力がなくなった際は法定後見制度を活用する
 - ■特に対策を行わない。親の判断能力がなくなっても各種制度を活用するつもりはない。



- ◆いずれの制度も利用しない理由を教えてください。(複数回答可)
 - *前問にて「特に行わない。親の判断能力がなくなっても各種制度を活用するつもりはない」との回答者を対象(n=302)

位	理由	%	
1	成年後見制度は柔軟な財産管理・資産運用ができない	40. 4	
2	管理するほどの財産がない	19. 5	
3	制度の内容が難しく理解できない	16. 9	
4	必要性を感じない	14. 2	
5	初期費用が高い	12. 9	
6	制度の情報が不足している	9. 9	
7	成年後見人への不信感	7. 6	
8	受託者の権限・負担が大きい	7. 3	
0	家族仲が良くない	1. 3	
10	□ 導入コスト・ランニングコストが発生し、		
	後見人への報酬を支払い続けなくてはいけない	6. 0	
11	本人が亡くなるまでやめられない	5. 6	
12	後見人の変更が難しい	4. 6	
13	専門家への相談が必要	4. 0	
14	親族が後見人になれないことがある	3. 6	
15	親族間のトラブルになる可能性がある	3. 3	
16	裁判所や専門家等の第三者が介入する	3. 0	
17	その他	1. 7	

【参考】親の財産管理方法

	①家族信託	②任意後見制度	③法定後見制度
受託者・ 後見人の選任時期	本人に判断能力が あるときに契約 ※判断能力を	本人に判断能力が あるときに契約 失ってからは不可	本人の判断能力が 著しく低下してからのみ
受託者・後見人	本人が選べる		裁判所が選任 本人は選べない
柔軟度	自由度が高い	本人の希望・ 契約内容を最大限反映	家庭裁判所の判断で範囲が 制限されることが多い
初期費用	手続き費用・ (専門家に依頼する場合) コンサルティング料等	申し立て時に発生する 費用、専門家への報酬等	申し立て時に発生する費用、 鑑定費用、各種証明書の発行 費用、専門家への報酬等
ランニングコスト	受託者が親族の場合等、 なしとすることもある	任意後見監督人・ 任意後見人への定期的な報酬	成年後見人の定期的な報酬
終了時期	契約で自由に設定	(原則) 途中でやめることはできない	途中でやめることはできない

以上